

越之湖在宅介護支援センター

居宅介護支援重要事項説明書

居宅介護支援サービス提供開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業者があたるに説明すべき事項は次のとおりです

1. 経営法人の沿革

法人名 社会福祉法人 緑寿会 (認可 昭和61年7月14日)

住 所 富山県黒部市若栗2111番地 (〒938-0802)

電 話 (代) 0765-54-0622 FAX 0765-54-3211

代表者名 理事長 漆 間 中 郎

法人の事業 特別養護老人ホーム越之湖 (介護老人福祉施設)
特別養護老人ホーム越之湖 (短期入所生活介護)
越之湖デイサービスセンター (通所介護)
越之湖在宅介護支援センター (居宅介護支援事業所)

2. ご利用の事業所

施設の種類	居宅介護支援事業所
	平成12年3月31日指定 第1670700135号
事業所の名称	越之湖在宅介護支援センター
事業所の所在地	富山県黒部市堀切1002番地
電 話	0765-57-3513
FAX	0765-57-3514
事業所管理者	大 角 ひ と 美

3. 事業の目的

高齢者が自立した生活を送れるよう、また老化にともない、要介護状態になった場合には、可能な限り、居宅においてその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画の作成ならびにその支援に努めることを目的としています。

4. 運営の方針

・本事業所において提供する指定居宅介護支援は、介護保険法令の理念に沿ったものとします。

・利用者の人権の擁護、虐待の発生又は発生を防止するため、指針を整備し、定期的な委員会の開催、研修を実施し介護支援専門員へ周知徹底を図ることとします。

・利用者の人権の擁護、身体拘束の発生防止又は発生の予防のため、介護サービス事業所との連携、記録により情報共有を図ることとします。

・利用者又はその家族等からのハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

・利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、また、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援します。

・利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたち、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

・事業の運営にあたっては保険者、医療機関等、介護保険サービス事業者との連携に努めます。

5. 職員の配置状況

職 種	員数	区 分	職 務 内 容
事業管理者（主任介護支援専門員）	1	常勤・兼務	事業所を代表し、事業の総括の任にあたる
主任介護支援専門員	2	常勤	運営方針に基づく業務にあたる
介護支援専門員	1	常勤	運営方針に基づく業務にあたる

※事務員（兼）も配置

6. 営業日、営業時間、事業の実施地域

・営業日は、毎週月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日および1月2日、1月3日、12月29日から12月31日までを除きます。

- ・ 営業時間は午前8時30分から午後5時30分まで
- ・ 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。
(別紙1・24時間連絡体制対応マニュアル参照)
- ・ 通常の実施地域 黒部市

7. 居宅サービス計画の作成

- (1) 当事業所は、介護保険法に定める介護支援専門員を担当者として指名し、居宅サービス計画の作成を支援します。
- (2) 利用者は、居宅サービス計画書に位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が出来ます。また、当該事業所を居宅サービス計画書に位置づけた理由を求める事が出来ます。
- (3) 当事業所は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。
- (4) 当事業所は、利用者の受ける居宅サービス利用状況について、利用者からのサービス利用に関する苦情等相談を受け、必要に応じてサービスを点検・評価し、給付管理票の作成・提出のほか関連機関との連絡調整を行います。

8. 利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますから自己負担はありません（無料）。ただし、介護サービス計画を受けることについて、予めお住まいの市町村に届けていない場合や、介護保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合は、1ヶ月につき下記の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日お住まいの市町村の介護保険窓口に出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(1) 居宅介護支援費

要介護1～2	10,860円/月
--------	-----------

要介護3～5	14,110円/月
--------	-----------

(2) 加算料金等

特定事業所加算 (I) 5, 190 円/月

特定事業所加算 (II) 4, 210 円/月

特定事業所加算 (III) 3, 230 円/月

特定事業所加算 (A) 1, 140 円/月

特定事業所医療介護
連携加算 1, 250 円/月

入院時情報連携加算 (I) 2, 500 円/月

// (II) 2, 000 円/月

退院・退所加算 (I) イ 4, 500 円/月

退院・退所加算 (I) ロ 6, 000 円/月

退院・退所加算 (II) イ 6, 000 円/月

退院・退所加算 (II) ロ 7, 500 円/月

退院・退所加算 (III) 9, 000 円/月

通院時情報連携加算 500 円/月

緊急時等居宅
カンファレンス加算 2, 000 円/回

初回加算 3, 000 円/月

ターミナルケア
マネジメント加算 4, 000 円/月

介護職員等処遇改善加算 基本サービス費に各種加算減算を加減した1月
当たりの総単位数に加算率を乗じて算出

9. 秘密の保持

- (1) 当事業所の従事者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は解約後も同様です。
- (2) 当事業所は、重要事項説明の同意をもって、以下に掲げる理由に限り、利用者及びその家族に関する情報を提供します。
 - ① 要支援・要介護認定調査及び居宅サービス計画の内容について、関係する都道府県、市町村、付属機関及びその委託を受けた機関が情報提供や報告を求めた場合。
 - ② 主治医等が居宅サービス計画の内容について情報提供を求めた場合。
 - ③ 居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の関係者が、サービス担当者会議等でサービス提供上の情報を用いる必要がある場合。

10. 個人情報の取扱いについて

利用者に対する個人情報の取扱いについては、社会福祉法人緑寿会個人情報に関する基本規程による。

11. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には必要に応じ速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
(別紙2・事故発生時対応マニュアル参照)
- (2) 当事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

12. 苦情等の申立先

- (1) 当事業所に対する苦情の受付窓口
 - 苦情解決責任者 越之湖施設長 志摩 哲
 - 苦情受付窓口 管理者 大角 ひと美
 - 受付時間 毎週月曜日～土曜日（年末年始、祝祭日を除く）

８：３０～１７：３０

TEL 0765-57-3513

＊事業所内に苦情メモ「投函箱」を設置しています。

(2) 苦情対応の手順について

別紙３・苦情対応の手順参照

(3) 第三者委員

第三者委員（連絡先） 井澤 恵子 TEL0765-54-4531

菊地 正子 TEL0765-54-0265

(4) 行政機関とその他苦情受付機関

- ・ 黒部市役所 福祉課 黒部市三日市1301

TEL 0765-54-2111

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）

８：３０～１７：３０

- ・ 新川地域介護保険組合・ケーブルテレビ事業組合 黒部市北新199

TEL 0765-57-3303

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）

８：３０～１７：３０

- ・ 富山県国民健康保険団体連合会 富山市下野豆田995-3

TEL 076-431-9833

○受付時間 毎週月曜日～日曜日24時間（土、日・時間外留守番電話）

- ・ 富山県福祉サービス運営適正化委員会 富山市安住町5-21

TEL 076-432-3280

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

９：００～１６：００

13. カスタマーハラスメントに関する当事業所の考え方

利用者又は家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え。職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。具体的には、次のような行為が該当することがあります。

- ・ 大声での叱責や威圧的な言動

- ・人格を否定する発言や差別的な言動
- ・業務の範囲を超えた過度な要求
- ・長時間にわたる執拗な要望やクレーム

これらの行為が認められた場合には、複数名での対応やサービス提供方法の見直しについて、ご相談させていただく事があります。

なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまで通り誠意をもって対応いたしますので、ご遠慮なくお申し出ください。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

富山県黒部市堀切1002番地
越之湖在宅介護支援センター
介護支援専門員

私は本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、越之湖居宅介護支援サービス提供開始に同意しました。

利用者（契約者）

住 所

氏 名

電 話

利用者の家族等署名代理人

住 所

氏 名

続 柄

電 話